

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

制定 平成 22 年 4 月 26 日付第 201000012154 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 23 年 5 月 9 日付第 201100019370 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 24 年 5 月 16 日付第 201200024430 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 25 年 6 月 11 日付第 201300045850 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 26 年 3 月 13 日付第 201300193797 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 26 年 5 月 1 日付第 201400020000 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 27 年 6 月 26 日付第 201500019680 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 30 年 12 月 26 日付第 201800261436 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和元年 8 月 27 日付第 201900135756 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 2 年 4 月 30 日付第 202000021764 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 2 年 10 月 30 日付第 202000192051 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 3 年 4 月 28 日付第 202100027245 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 4 年 4 月 12 日付第 202200006342 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日付第 202300005180 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 5 年 12 月 4 日付第 202300226712 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 6 年 4 月 3 日付第 202400005955 号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）により市町村が作成する被害防止計画に基づく対策を総合的に支援することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 3 年 3 月 31 日付 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長。以下「実施要領」という。）に基づき別表 1 の第 1 欄に掲げる対象事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第 4 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表 1 の第 3 欄に定める交付対象経費の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 5 欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額（同表の第 5 欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第 4 条 別表 1 の第 1 欄の（1）から（2）までに掲げる経費の相互間における流用をしてはなら

ない。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届)

第7条 実施要領（別記1）の第4の4ただし書、（別記4）の第4の4のただし書及び （別記8）の第4の4の1の（4） に規定する場合、実施要領（別記1）の別記様式第5号の交付決定前着手届を提出する。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第9条 知事は、本交付金の交付を受ける者（以下「対象事業者」という。）に対し対象事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号又によるものとする。

3 対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 対象事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入控除税額が確定した場合には、確定次第その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第3号により速やかに知事に報告するものとする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則25条第2項ただし書の期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）とする。

2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第12条 対象事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自らに収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第13条 対象事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、交付等要綱別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に1部を提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 前条の場合において、交付等要綱の第8第1項の規定による交付申請（実施要領の（別記1）の第4の1の（2）、（別記4）の第4の1の（2）、（別記5）の第4の1の（1）のイ

及び（別記8）の第4の1の（2）の規定による事業実施計画、実施要領の（別記1）の第4の4、（別記4）の第4の4、（別記5）の第4の4及び（別記8）の第4の1の（4）の規定による別記様式第5号の交付決定前着手届を含む。）第14第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第19第1項の規定による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により提出する場合において、交付等要綱、実施要領及びこの要綱（以下「要綱等」という。）に基づき申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、要綱等の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付申請等が行われた対象事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法により行うことができる。
- 4 対象事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月13日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表1 (第3条関係)

1 対象事業	2 事業内容	3 交付対象経費	4 事業主体	5 交付率	6 重要な変更
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金</p> <p>(1)鳥獣被害防止総合対策整備交付金</p>	<p>実施要領に定める次の事業</p> <p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業(整備事業)</p> <p>①鳥獣被害防止施設</p> <p>ア 新規整備</p> <p>イ 再編整備</p> <p>ウ 既設柵の地際補強</p> <p>②処理加工施設</p> <p>③捕獲技術高度化施設</p> <p>④地域提案</p> <p>(2)鳥獣被害防止対策促進支援事業</p> <p>(<u>広域柵</u>等鳥獣被害防止施設整備事業)</p> <p>①鳥獣被害防止施設</p> <p>ア 新規整備</p> <p>イ 再編整備</p> <p>ウ 既設柵の地際補強</p>	<p>交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費(注)</p>	<p>実施要領(別記1)の第1の3に定める協議会及びその構成員</p> <p>実施要領(別記8)の第1の1の(3)に定める協議会及びその構成員</p>	<p>交付等要綱に定める次の交付率</p> <p>定額又は1/2以内</p> <p>ただし、次の(1)から(6)までの要件のいずれかに該当する場合は5.5/10とする。</p> <p>(1)山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。以下単に「過疎地域」という。)</p> <p>(3)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された棚田地域</p> <p>また、上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときは、定額補助できることとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。</p>	<p>対象事業の中止又は廃止</p>
<p>(2)鳥獣被害防止総合対策推進交付金</p>	<p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業)</p> <p>①被害防止活動推進</p> <p>ア 推進体制の整備</p> <p>イ 有害捕獲</p> <p>ウ 被害防除</p> <p>エ 生息環境管理</p> <p><u>オ 広域柵の再編整備計画策定支援</u></p> <p><u>カ</u> サル複合対策</p> <p><u>キ</u> クマ複合対策</p> <p><u>ク</u> 鳥類複合対策</p> <p><u>ケ</u> 他地域人材活用</p> <p><u>コ</u> ICT等新技術の活用</p> <p><u>サ</u> GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>②鳥獣被害対策実施隊特定活動</p> <p>ア 大規模緩衝帯整備</p> <p>イ 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>③ICT等新技術実証</p> <p>④農業者団体等民間団体被害防止活動</p>	<p>交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費(注)</p> <p>ただし、推進事業については、実施要領(別記1)の別表5に定める経費</p>	<p>実施要領(別記1)の第1の3に定める協議会</p> <p>実施要領(別記1)の第1の3に定める協議会の構成</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>ただし、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。</p> <p>(1)実施要領(別記1)の第1の1の(1)に定める被害緊急対応型にあつては、鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」と言う。)が行う事業内容欄の①のイから<u>サ</u>の取組に要する経費について、一市町村当たりの限度額を次のとおり定める。</p> <p>①捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。</p> <p>②捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。</p> <p>③捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。</p> <p>④捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。</p> <p><u>⑤事業内容欄の①のオの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に広域柵の再編整備計画の策定のための取組を行う場合、1,000千円以内を加算できるものとする。</u></p> <p><u>⑥事業内容欄の①のカの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。</u></p> <p><u>⑦事業内容欄の①のキの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて地域研修会、追い払い、ICT機器の導入(出沒アラート、遠隔捕獲機器等)、集落点検の実施と共有、実施体制の整備(錯誤捕獲時体制の整備を含む))、出沒要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は2,000千円以内を加算できるものとする。</u></p> <p><u>⑧事業内容欄の①のクの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に、生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は1,000千円以内を加算できるものとする。</u></p> <p><u>⑨事業内容欄の①のケの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者1人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。</u></p> <p><u>⑩事業内容欄の①のコの取り組みに要する経費については、上記の①から④までの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。</u></p> <p><u>⑪事業内容欄の①のサの取り組みに要する経費については、①から④までの限度額に、GISを用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化した上で、被害対策に活用する取組を行う場合は2,000千円以内を加算できるものとする。</u></p> <p>(2)実施要領(別記1)の第1の1の(2)に定める広域連携型にあつては、実施隊が行う事業内容欄の①のイからエの取組に要する経費について、一市町村当たり前項の①、②、③、④の額に200千円を加算した額以内を限度額とする。</p> <p>なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域</p>	<p>(1)対象事業の中止又は廃止</p> <p>(2)事業内容の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p>

1 対象事業	2 事業内容	3 交付対象経費	4 事業主体	5 交付率	6 重要な変更
	⑤ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧処理加工施設の人材育成 ⑨ICTの活用による情報管理の効率化		員である農林漁業関係団体等 実施要領（別記1）の第1の3に定める協議会	において、市町村境界を越えた広域的な捕獲を実施する場合、一市町村当たり前項の②、③、④の額に500千円を加算した額以内を限度額とする。 <u>③広域連携型にあっては、事業内容欄の①のオからサまでの取組に要する経費については、②の額に①の⑤から⑩までを準用し加算できるものとする。</u> <u>④過年度に鳥獣（被）害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体が行う事業内容欄の①のアからサの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては一市町村当たり2,000千円以内（①の④の場合は3,000千円以内）、広域連携型においては事業実施主体を構成する一市町村当たり2,200千円以内（①の④の場合は3,200千円以内）を限度額とする。</u> なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を越えた広域的な捕獲を実施する場合、一市町村当たり前項の②、③、④の額に500千円を加算した額以内を限度額とする。 <u>⑤ICT等新技術実証における限度額は、被害緊急対応型にあっては一市町村当たり1,000千円以内とし、広域連携型にあっては一市町村当たり1,100千円以内とする。</u> <u>⑥農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、一市町村当たり2,000千円以内とする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、一団体当たり2,000千円以内とする。</u> <u>⑦ア 事業内容欄の⑤のアの取組における限度額は、一市町村当たり3,000千円以内とする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費の限度額は、一施設当たり350千円以内とする。</u> イ 事業内容欄の⑤のイの取組における交付率は1/2以内とし、上限単価（消費税を除く）は、リース導入する解体機能を有する車両1車両当たり15,000千円以内とする <u>⑧ア 事業内容欄の⑥のアの取組における限度額は、一市町村当たり2,000千円以内（一カ月の上限200千円）とする。</u> イ 事業内容欄の⑥のイの取組における交付率は1/2以内とし、限度額は1市町村当たり500千円以内とし、上限単価（消費税を除く）は1丁当たり100千円以内とする（実施隊員1名当たり1丁の取得に限る。） <u>⑨捕獲サポート体制の構築における限度額は、サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が40名以上となる市町村にあっては、1市町村当たり1,000千円以内を、サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあっては、1市町村当たり2,400千円以内を、限度額として定額交付できるものとする。</u> <u>⑩処理加工施設の人材育成については、1施設当たり1,920千円（1ヶ月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。</u> <u>⑪ICTの活用による情報管理の効率化については、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。</u> また、上記に関わらず、事業内容欄の①のイのうち捕獲用具及び②のアとイに係る上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。	
	(2)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ①有害捕獲 ア 有害捕獲 イ 捕獲個体の埋設・運搬 ウ 捕獲個体の施設での焼却等処分 エ 現地確認に係る事務		実施要領（別記4）の第1の3に定める協議会及びその構成員である市町村	定額 ただし、事業内容欄の①のアを実施する場合の上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。	
	(3)シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策） ①有害捕獲 ア 有害捕獲 イ 捕獲個体の埋設・運搬 ウ 捕獲個体の施設での焼却等処分 エ 現地確認に係る事務		実施要領（別記5）の第1の3に定める協議会及びその構成員である市町村	定額 ただし、事業内容欄の①のアを実施する場合の上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。	

注 仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

別表2

品目	仕様・獣種等	上限単価	備考
1 有害捕獲 (捕獲機材) 大型獣用箱わな	幅×奥行きが3m ² 以下 主にイノシシ、シカ (サル用を兼ねる)	119 千円/基	
中型獣用箱わな	幅×奥行きが2m ² 以下 サル専用	88 千円/基	
小型獣用箱わな	幅×奥行きが0.5m ² 以下 アライグマ、ヌートリア等	19 千円/基	
くくりわな		16 千円/基	
囲いわな		31 千円/m ²	
2 実施隊特定活動 大規模緩衝帯整備		480 千円/ha	
誘導捕獲柵わな		31 千円/m ²	
3 鳥獣被害防止施設 ① 新規整備 電気柵	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 148 円/m・段 上記以外 391 円/m・段	
電気柵シート (地際補強)	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 254 円/m 上記以外 673 円/m	
ネット	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 1,090 円/m 上記以外 2,600 円/m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 イノシシ	直営施工 (資材費のみ) 1,290 円/m 上記以外 3,000 円/m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 シカ (イノシシ用を兼ねる)	直営施工 (資材費のみ) 1,950 円/m 上記以外 4,530 円/m	
金網柵	ロール状 イノシシ	直営施工 (資材費のみ) 1,970 円/m 上記以外 5,380 円/m	
金網柵	ロール状 シカ (イノシシ用を兼ねる)	直営施工 (資材費のみ) 2,790 円/m 上記以外 7,620 円/m	

品目	仕様・獣種等	上限単価	備考
② 再編整備 電気柵	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 74円/m・段 上記以外 317円/m・段	
ネット	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 545円/m 上記以外 2,055円/m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 イノシシ	直営施工 (資材費のみ) 635円/m 上記以外 2,365円/m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 シカ (イノシシ用を兼ねる)	直営施工 (資材費のみ) 975円/m 上記以外 3,555円/m	
金網柵	ロール状 イノシシ	直営施工 (資材費のみ) 985円/m 上記以外 4,395円/m	
金網柵	ロール状 シカ (イノシシ用を兼ねる)	直営施工 (資材費のみ) 1,395円/m 上記以外 6,225円/m	
③ 既設柵の地際補強 ネット柵、金網柵、ワイヤー メッシュ柵		直営施工 (資材費のみ) 826円/m 上記以外 2,065円/m	
<u>④ グレーチング</u>		直営施工 (資材費のみ) 17,7万円/m ² 上記以外 50% (定率)	
4 処理加工施設 食肉利用等施設		24.8万円/m ²	注1 交付金の交付 限度額は、上限単価 の範囲内であって、 必要最小限のものとする。 注2 食肉利用等施 設のうち、ジビエカ ー及びコンテナ等を 活用した簡易な施設 については、適用し ないものとする。
焼却施設		38.1万円/m ²	
5 有害捕獲 (活動支援) シカ・イノシシ (成獣・食肉 処理等のため施設において 搬入確認した場合)		9,000円/頭	

シカ・イノシシ (成獣・焼却処分等のための施設において搬入確認した場合)		8,000 円/頭	
シカ・イノシシ (成獣・その他)		7,000 円/頭	
シカ・イノシシ (幼獣)		1,000 円/頭	
6 有害捕獲 (シカ特別対策) シカ・イノシシ (成獣・食肉処理等のため施設において搬入確認した場合)		9,000 円/頭	
シカ・イノシシ (成獣・焼却処分等のための施設において搬入確認した場合)		8,000 円/頭	
シカ・イノシシ (成獣・その他)		7,000 円/頭	
シカ・イノシシ (幼獣)		1,000 円/頭	

(注) 1 品目欄の1から4に係る上限単価は、消費税を除いた額。

2 箱わなの導入においては、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅 10cm 以下、φ 5 以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅 7.5cm 以下、φ 3 以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅 5cm 以下、φ 1.6 以上とする。

3 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を 4 m 以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、通電性を有するものとし、幅 1 m 以内とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径を φ 5mm 以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。
- ・金網柵については、金網の径を φ 2mm 以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。

4 サル等多重種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

5 被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の整備施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

6 再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

7 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する様造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱 (平成 25 年 2 月 26 日付 24 生産第 2868 号農林水産事務次官通知) 及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱 (平成 28 年 10 月 11 日付 28 農振第 1336 号農林水産事務次官通知) に基づく事業により令和 2 年度以前に整備され、かつ残耐用年数が 5 年以上あるものに限る。なお、令和 7 年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。

〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫 交付金	県費	市町 村費	その他	
鳥獣被害防止 総合支援事業	推進事業 ①被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ <u>広域柵の再編整備計画策定支援</u> カ サル複合対策 キ クマ複合対策 ク 鳥類複合対策 ケ 他地域人材活用 コ ICT等新技術の活用 サ GISを活用した被害対策等の可視化 定着支援 ② 実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入 ③ ICT等新技術実証 ④ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ⑤ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援 ⑦ 捕獲サポート体制の構築 ⑧ 処理加工施設の人材育成 ⑨ ICTの活用による情報管理の効率化 整備事業 ① 鳥獣被害防止施設 ア 新規整備 イ 再編整備 ウ 既設柵の地際補強 ② 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) ③ 捕獲技術高度化施設 小計	円	円	円	円	円	
鳥獣被害防止対 策促進支援事業 (<u>広域柵</u> 等鳥獣 被害防止施設整 備事業)	整備事業 ① 鳥獣被害防止施設 ア 新規整備 イ 再編整備 ウ 既存柵の地際補強 小計						

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲確認に要する経費						
	小計						
シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）	①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲確認に要する経費						
	小計						
合計							

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れる。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況等

(1) 被害防止計画への記載状況

① 被害防止計画

--

(注) 実施する事業について、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画への記載状況を記入すること。また、生息環境管理について、地域において取り組む内容を記載すること。

② 他計画との連携

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う イ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画に資する取組を行う ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	
--	--

(注) 該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

①6次産業化の推進に関する施策	
②経営所得安定対策に関する施策	
③農業経営基盤強化促進法に関する施策	
④中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策	
⑤最適土地利用総合対策に関する施策	
⑥多面的機能支払交付金に関する施策	
⑦中山間地域等直接支払交付金に関する施策	
⑧中山間地域所得確保対策に関する施策	

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

⑥ サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
				交付金	市町村費	その他	
			円	円	円	円	
計							

⑦ クマ複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

⑧ 鳥類複合対策に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

⑨ 他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

⑩ ICT等新技術の活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 整備内容、設置場所及び規模（設置数）、仕様図などを添付すること。被害低減に確実に結びつく ICT 等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から組み合わせて行う 2 つ以上の取組とその効果について記載すること。

⑪ GIS を活用した被害対策等の可視化定着支援に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(2) 鳥獣被害対策実施隊特定活動

① 大規模緩衝帯整備に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	

計								

(注) 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

② 誘導捕獲柵わな導入に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 整備内容・設置場所の規模 (設置数)、仕様図などの決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(3) ICT 等新技術実証に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 整備内容・設置場所の規模 (設置数)、仕様図などの決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 農業者団体等民間団体に係る定額措置を適用して行う実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組及び併せて行うそれ以外の取組について記載すること。

(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 搬入促進支援の場合は、内容欄に販売先及び販売数量を記載すること。また、導入する車両の能力、規模などの根拠となる資料を添付すること。

(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 1 研修計画 (又は実績) 等を添付すること。
2 実績報告時には、研修日誌を添付すること。

(7) 捕獲サポート体制の構築に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(8) 処理加工施設の人材育成に関する実施計画 (又は実績)

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(9) ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

7 整備事業の内容

(1) 施設整備地域の指定状況

市町村名	整備地域	対象地域						備考
		山村	過疎	特農	旧急傾斜	棚田	中間又は山間	

(注) 施設を整備する対象地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(2) 施設整備事業の概要

(注) 事業内容（鳥獣被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設）ごとに各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に記載すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

① 鳥獣被害防止施設と一体的に整備する捕獲施設

(注) 鳥獣被害防止施設は、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICT等を用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図るものとし、その内容を記載すること。

② 新規整備

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	受益 面積	施工 方法	実施内容	事業費	負担区分			交付 率	備考
							交付金	市町村費	その他		
						円	円	円	円	%	
計											

(注) 1 設置場所の図面（鳥獣の被害発生又は目撃場所、侵入経路、整備する柵の設置場所と広域的に囲うなど効率的、効果的な取組の内容、既存柵の設置場所及び一体的に整備する捕獲機材の内容と設置場所を記載）、設計・施工図等を添付すること。

2 「鳥獣被害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

3 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。

4 施工方法の欄には、農家・地域住民参加型の直営施工する場合は「直営」、業者等への請負施工で行う場合は「請負」、委託施工を行う場合は「委託」、代行施工を行う場合は「代行」と記入すること。

5 直営施行する場合は、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」(平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)に基づき実施すること。

6 施設を区域内の団体に管理委託する場合は、別添の設置及び維持管理計画書(交付等要綱・実施要領・事務取扱通知に従った設置及び管理の内容、施設の維持管理の取組、一体的に整備する捕獲機材の管理の内容、鳥

- 獣害の発生要因を減らす生息環境管理の取組内容)及び管理委託契約書(案)(又は写し)を添付すること。
- 7 広域柵により整備する場合は、実施内容の概要欄に、(広)と記載すること。広域柵は、①集落を囲う柵、②道路等により囲まれた区域単位で囲う柵、③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する柵、④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される柵のいずれかに該当する整備内容とする。
- 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)により整備する場合は、備考欄に「促進支援事業分」と記載すること。

③ 再編整備

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	受益 面積	施工 方法	実施内容	処分制限 年月日	事業費	負担区分			交付 率	備考
								交付金	市町村費	その他		
							円	円	円	円	%	
計												

- (注) 1 実施要領(別記1)別添に定める再編整備計画書を添付すること。
- 2 設置場所の図面(鳥獣の被害発生又は目撃場所、侵入経路、移設前後の柵の設置場所、既存柵の設置場所及び一体的に整備した捕獲機材の内容と設置場所を記載)、設計・施工図を添付すること。
- 3 実施内容には移設する侵入防止柵の種類、高さ(電気柵の場合は電線の段数も)を記載すること。
- 4 処分制限年月日は、移設前の財産管理台帳等に記載されている処分制限年月日を記載すること。
- 5 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
- 6 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。
- 7 施工方法の欄には、農家・地域住民参加型の直営施工する場合は「直営」、業者等への請負施工で行う場合は「請負」、委託施工を行う場合は「委託」、代行施工を行う場合は「代行」と記入すること。
- 8 広域柵により整備する場合は、実施内容の概要欄に、(広)と記載すること。広域柵は、①集落を囲う柵、②道路等により囲まれた区域単位で囲う柵、③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する柵、④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される柵のいずれかに該当する整備内容とする。
- 9 鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)により整備する場合は、備考欄に「促進支援事業分」と記載すること。

④ 既設柵の地際補強

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	受益 面積	施工 方法	実施内容	処分制限 年月日	事業費	負担区分			交付 率	備考
								交付金	市町村費	その他		
							円	円	円	円	%	
計												

- (注) 1 前項の再編整備計画に準じて、既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況)、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、生息環境管理の取組内容を記載した整備計画書を添付すること。
- 2 設置場所の図面(鳥獣の被害発生又は目撃場所、侵入経路、既存柵の設置場所と地際補強する場所及び一体的に整備する捕獲機材の内容と設置場所を記載)、設計・施工図等を添付すること。
- 3 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
- 4 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。
- 5 施工方法の欄には、農家・地域住民参加型の直営施工する場合は「直営」、業者等への請負施工で行う場合は「請負」、委託施工を行う場合は「委託」、代行施工を行う場合は「代行」と記入すること。

(4) 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の整備計画(又は実績)

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 食肉利用等施設を整備する場合は、実施内容の欄には販売先及び販売数量を記載すること。
- 2 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
- 3 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426

- 号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 4 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画(又は実績)

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
				交付金	市町村費	その他		
			円	円	円	円	%	
計								

- (注) 1 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 3 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。

8 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容

(1) 有害捕獲に係る捕獲活動に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	負担区分			備考
				交付金	市町村費	その他	
			円	円	円	円	
計							

- (注) 1 捕獲確認は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における鳥取県版捕獲確認マニュアルの改正について」(令和4年2月28日第202100293961号鳥獣対策センター所長通知)により実施されたものに限る。
 2 実施内容欄には、成獣(ジビエ利用・焼却施設・その他)、幼獣別に雌雄別の頭数、単価、捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地、並びに単価調整等の方法を記載すること。
 3 捕獲計画の設定根拠を備考欄に記入すること。

(2) 捕獲個体の埋設・運搬に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	埋設・運搬を行う施設の名称及び所在地	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 捕獲個体の埋設・運搬に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)

(3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	焼却を行う施設の名称及び所在地	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 民間施設等での焼却等処分に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

(4) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に関する事項

実施時期	実施内容	事業費	負担区分			備考
			交付金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
計						

(注) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

9 シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)の内容

(1) 有害捕獲に係る捕獲活動に関する事項

対象鳥獣	実施時期	実施内容	事業費	負担区分			備考
				交付金	市町村費	その他	
計							

			円	円	円	円
計						

- (注) 1 捕獲確認は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における鳥取県版捕獲確認マニュアルの改正について」(令和4年2月28日第202100293961号鳥獣対策センター所長通知)により実施されたものに限る。
 2 実施内容欄には、成獣(ジビエ利用・焼却施設・その他)、幼獣別に雌雄別の頭数、単価、捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地、並びに単価調整等の方法を記載すること。
 3 捕獲計画の設定根拠を備考欄に記入すること。

(2) 捕獲個体の埋設・運搬に関する事項

対象 鳥獣	実施 時期	実施 内容	埋設・運搬を行う施 設の名称及び所在地	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 捕獲個体の埋設・運搬に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)

(3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分に関する事項

対象 鳥獣	実施 時期	実施 内容	焼却を行う施設の 名称及び所在地	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
				円	円	円	円	
計								

(注) 民間施設等での焼却等処分に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

(4) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に関する事項

実施 時期	実施 内容	事業費	負担区分			備考
			交付金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
計						

(注) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

1.0 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)+(D)	負 担 区 分				備考
		交付金 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 (1) 鳥獣被害防止総合支援事業 (2) 鳥獣被害防止対策 足 推進事業	円	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策 推 進交付金 (1) 推進事業 (2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (3) シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲 対策)						
合 計						

1.1 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

1.2 添付書類

- (1) 被害防止計画
(2) 事業計画の際は、実施要領(別記1)別紙に定める環境負荷低減のチェックシートを添付
(3) 協議会収支予算(又は収支決算)
(4) 鳥獣被害対策実施隊の設置に係る条例等
 (5) 実績報告の際は次の書類を添付

- ① 整備事業の場合：財産管理台帳 (交付等要綱別記様式第11号)
- ② その他事業の場合：支払経費内訳書 (様式第4号)
- (6) 事業内容6から9の(注)欄に記載の資料

※但し、申請時と変更のない場合は、添付書類は省略できるものとする。

様

住 所
職 氏 名

〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は「〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金事業」とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

区 分	算定基準額	交付決定額
鳥獣被害防止総合対策整備交付金	円	円
鳥獣被害防止総合支援事業	円	円
鳥獣被害防止対策促進支援事業	円	円
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円
推進事業	円	円
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	円	円
シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）	円	円
計	円	円

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月26日付第201000012154号農林水産部長通知。以下

「要綱」という。) 第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の収受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年4月農林省令第18号)、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長)、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(平成20年3月31日付19生産第9425号農林水産省生産局長通知)、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成22年4月26日付第201000012274号鳥取県農林水産部長通知)の規定に従わなければならない。

6 その他

(1) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、一般の競争に付さなければならない。

ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

【(補助事業者が地方公共団体以外の場合は下記を付すこと。)

なお、契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。】

(2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

別記様式

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

職 氏 名 様

住 所
職 氏 名

〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の交付金の額の確定額 金 円
(年 月 日付第号による額の確定通知額)

2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 []

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 []

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

支払経費内訳書

事業主体名：

区 分	事業内容等	金額（円）	備考
1 推進事業			
①被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 <u>オ 広域柵の再編整備計画策定支援</u> <u>カ サル</u> 複合対策 <u>キ</u> クマ複合対策 <u>ク</u> 鳥類複合対策 <u>ケ</u> 他地域人材活用 <u>コ</u> ICT等新技術の活用 <u>サ</u> GISを活用した被害対策等の可視化定着支援			
②実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入			
③ICT等新技術実証			
④農業者団体等民間団体被害防止活動			
⑤ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援			
⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援			
⑦捕獲サポート体制の構築			
⑧処理加工施設の人材育成			
⑨ICTの活用による情報管理の効率化			
小 計			
2 緊急捕獲活動支援事業			
①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲現場での確認等経費			
小 計			
3 シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）			
①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲現場での確認等経費			
小 計			
合 計			

(別添)

鳥獣被害防止施設の設置及び維持管理計画書

1. 鳥獣被害防止施設の事業実施

(1) 実施設計書の作成

(2) 関係法規に基づく許認可

2. 鳥獣被害防止施設の施行方法

(1) 施行方法

(注) 農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」に基づき実施することを記載すること。

(2) 施行管理

(注) 1 事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき作業内容等を作業に参加する農家等に説明すること。

2 作業に参加する農家は、事業実施主体に対して労務参加に係る申請手続きが必要であること。

3 事業実施主体は、施工前・施工中に、必要に応じて現場確認（資材検収、写真管理等）を行うこと。

4 事業実施主体は、地元から完了届を受けた後、現場にて完了（出来形）確認を行うこと。

5 出来形確認は、数量（枚数）を確認し、余剰が生じていないよう管理すること。

6 事業実施主体は、整備した施設等に事業名を表示すること。

3. 維持管理計画等

(1) 実施主体

(注) 施設を区域内の団体に管理委託する場合は、管理委託契約を添付すること。

(2) 維持管理の取組内容（方法）

4. 生息環境管理

(1) 実施主体

(2) 生息環境管理の取組内容（方法）

5. 一体的に整備する捕獲機材やICT機器の内容

(1) 餌付け、見回りの実施主体

(2) 捕獲の実施主体

[Redacted]

(3) 捕獲の取組内容

[Redacted]

6. 事業実施主体による管理受託者に対する維持管理状況の確認・指導方法

[Redacted]

7. 施設の移転・変更・増築等及び災害報告に関する事項

[Redacted]